

地方評議會並びに加盟組合は、この報告書より得る教訓を
路記して將來の活動に資せねばならぬ。
最後に本大会が爾后中央委員会に要求する處は、次期大会に
提出する報告書の形式に關してである。
即ち本大会の提出の報告書は多量に當つて發表せられたるも
のであつて、重要な點を敷衍の批判等は、組合運動並に一般労働
報告に含まれるものであるが故にかゝる報告の大部分は特別に
爲す必要なきものであると信ずる。
次期大会に於ては、組合運動並に一般労働報告に附随する
ものとして發表すべきものと信ずる。
本大会は右の如き要求を附して本報告を承認するものである。

日本労働組合評議會第三回全國大會

別記第三號 綱領改正に關する決議案（中央委員会提出）

評議會の創立大会に於て採用せる綱領は無産階級運動の現階
段階より見たるとき、その内容に於て全く不充份であり且つ
觀念的抽象的なものである。
例へば、組合運動の目的は、於て労働者の日常経済利益の擁
護と完全なる解放とは何等の結びつきなく並列されてゐる。
しかも、組合運動の教育的任務は、行動の一般方針の中に規
定されてゐる所を見れば、無産階級の解放は、組合運動によつ
てスルべしに達せらるるが如くである。
組合運動があらゆる運動の主体として活動せる状態の下にあ
つては、我が評議會がかゝる綱領を掲げたるも当然であつた。
だが労働農民党の成立、その具体的活動の開始は、我が評議
會をしてかゝる混合型より脱却すべき條件を與へてゐる。
我が評議會が與へらるる條件の下に、混合型より脱却する
ことは、金運動に最も忠実なる所以である。
我々は在來の抽象的觀念的綱領を廢止して、評議會が労働大